

(別添1)

## 規格・基準などの事前意図公告

[この公告は、TBT協定第2条9.1に基づくものです。]

亜硝酸イソブチル他26物質に係る労働安全衛生法関係法令の見直しについて

下記のとおり、亜硝酸イソブチル他26物質に係る労働安全衛生法関係法令の一部を改正する予定ですのでお知らせします。

本件に関し御意見のある場合には、理由を付して下記連絡先まで文書で御提出下さい。(電話による意見の提出は不可。)

なお、御意見に対して個別に回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。

### 記

#### 1. 件名

亜硝酸イソブチル他26物質に係る労働安全衛生法関係法令の見直しについて

#### 2. 対象品目

次の(1)から(28)に掲げる物及びこれらを含む製剤その他の物

- (1) 亜硝酸イソブチル
- (2) アセチルアセトン
- (3) アルミニウム
- (4) エチレン
- (5) エチレングリコールモノブチルエーテルアセタート
- (6) クロロ酢酸
- (7)  $\text{O}-\text{三}-\text{クロロ}-\text{四}-\text{メチル}-\text{二}-\text{オキソ}-\text{二H}-\text{クロメン}-\text{七}-\text{イル}=\text{O}'$   
 $\text{O}''-\text{ジエチル}=\text{ホスホロチオアート}$
- (8) 三弗化アルミニウム
- (9) N・N-ジエチルヒドロキシルアミン
- (10) ジエチレングリコールモノブチルエーテル
- (11) ジクロロ酢酸
- (12) ジメチル=二・二・二-トリクロロ-ヒドロキシエチルホスホナート (別名 DEP)
- (13) 水素化ビス(二-メトキシエトキシ)アルミニウムナトリウム
- (14) テトラヒドロメチル無水フタル酸
- (15) N-ビニル-二-ピロリドン
- (16) ブテン

- (17) プロピオンアルデヒド
- (18) プロペン
- (19) 一―ブromoプロパン
- (20) 三―ブromo一―プロペン (別名臭化アリル)
- (21) ヘキサフルオロアルミン酸三ナトリウム
- (22) ヘキサフルオロプロペン
- (23) ペルフルオロオクタン酸
- (24) メチルナフタレン
- (25) ニ―メチル―五―ニトロアニリン
- (26) N―メチル―二―ピロリドン
- (27) 沃化物
- (28) 上記の物を含有する製剤その他の物

### 3. 趣旨

対象品目を譲渡し、又は提供する者に対し、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 57 条第 1 項に基づく容器又は包装への名称等の表示及び法第 57 条の 2 第 1 項に基づく文書の交付等を義務付ける。

また、対象品目を製造し、又は取り扱う事業者に対し、法第 57 条の 3 第 1 項に基づく危険性又は有害性等の調査等を義務付ける。

### 4. 施行予定日

平成 29 年 3 月

### 5. 意見提出先

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

電話番号：03-5253-1111 (内線 5507)

FAX 番号：03-3502-1598

### 6. 意見提出期限

平成 28 年 2 月 15 日

なお、労働安全衛生法関係法令は、次の URL において入手できます。

#### ●労働安全衛生法（英文）

[http://www.japaneselawtranslation.go.jp/law/detail\\_main?re=01&ia=03&vm=&id=192](http://www.japaneselawtranslation.go.jp/law/detail_main?re=01&ia=03&vm=&id=192)

6

#### ●労働安全衛生法施行令（英文）

[http://www.japaneselawtranslation.go.jp/law/detail\\_main?re=01&ia=03&vm=&id=224](http://www.japaneselawtranslation.go.jp/law/detail_main?re=01&ia=03&vm=&id=224)

5